除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２５年（へ）第４号
福井市舞屋町第５号10番地
申立人　クロスウイーヴ株式会社
代表者代表取締役　奥田　信治
権利を争う旨の申述の終期　平成25年６月10日
平成25年６月11日　金沢簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ｙ149386
金額　2,517,309円
支払期日　平成24年２月20日
支払地　石川県金沢市
支払場所　株式会社北國銀行本店営業部
振出日　平成23年12月20日
振出地　石川県金沢市玉鉾四丁目111番地
振出人　倉庫精練株式会社　代表取締役　小川　直人
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第２号
兵庫県加西市北条町東南206―23
申立人　エム・ファクトリーこと　森田　清一
権利を争う旨の申述の終期　平成25年４月12日
平成25年６月10日　明石簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ａ304880
金額　89,900円
支払期日　平成24年９月30日
支払地　兵庫県明石市
支払場所　日新信用金庫本店営業部
振出日　平成24年５月31日
振出地　兵庫県明石市
振出人　株式会社日本エアテツク　代表取締役　大山　修
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第２号
広島県福山市古野上町13番21号
申立人　三和運送株式会社
代表者代表取締役　箱田　忠義
権利を争う旨の申述の終期　平成25年６月10日
平成25年６月11日　広島簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＤ79624
金額　1,798,823円
支払期日　平成25年２月13日
支払地　広島市
支払場所　株式会社もみじ銀行本店営業部
振出日　平成24年10月15日
振出地　広島市
振出人　いづみ運輸株式会社　代表取締役　友森　一浩
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第２７７号
栃木県宇都宮市上戸祭３丁目２番25号
債務者　株式会社松島堂
代表者代表取締役　佐藤　行雄
１　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉田　明子
４　破産債権の届出期間　平成25年７月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月13日午前10時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２７６号
栃木県芳賀郡茂木町大字増井94番地
債務者　町井コンクリート工業株式会社
代表者代表取締役　町井　力雄
１　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川上　淳
４　破産債権の届出期間　平成25年７月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月20日午前11時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１０６７号
名古屋市昭和区池端町２丁目20番地の11
債務者　株式会社ホンダ
代表者代表取締役　本田　浩久
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　成俊
４　破産債権の届出期間　平成25年７月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月２日午後１時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４９９号
広島県三次市十日市西４丁目10番５号
債務者　池本釣漁具株式会社
代表者代表取締役　池本　博
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今田健太郎
４　破産債権の届出期間　平成25年７月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月６日午後３時10分
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９７号
富山市奥井町19番20号
債務者　株式会社キムラスポーツ
代表者代表取締役　木村　達郎
１　決定年月日時　平成25年６月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中山　敦雄
４　破産債権の届出期間　平成25年７月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月17日午前10時
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４８７号
東京都大田区池上５丁目３番13号
債務者　有限会社石井電業社
代表者代表取締役　石井　政昭
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　掛川　亜季
４　破産債権の届出期間　平成25年７月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月17日午後２時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２６８号
静岡県浜松市南区三和町697番地の４
債務者　株式会社ナガノ
代表者代表取締役　長野　光行
１　決定年月日時　平成25年６月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉田　智樹
４　破産債権の届出期間　平成25年７月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月11日午後１時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第８１０号
福岡市早良区内野５丁目２番12号
債務者　タガミ株式会社
代表者代表取締役　田上　智司
１　決定年月日時　平成25年６月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　斉藤　芳朗
４　破産債権の届出期間　平成25年７月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月19日午後２時30分
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７５号
千葉県匝瑳市飯倉台10番地20やまとビル103
債務者　株式会社シューズスタジオ
代表者代表取締役　向後　修一
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　東　耕三
４　破産債権の届出期間　平成25年７月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月30日午前10時
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係